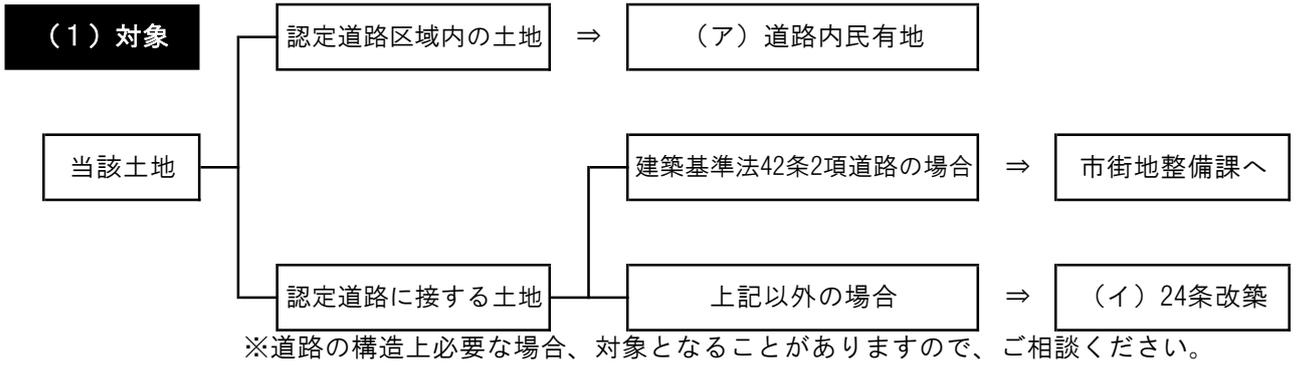


☆寄付（一般）の対象：認定道路区域内又は接する土地



## (2-1) 手続きの流れ (ア) 道路内民有地の場合

【道路区域と筆界が合致している】

- ①寄付申込書の提出

【道路区域と筆界が合致していない】

- ①道路区域と筆界を合致する位置で分筆登記
- ②寄付申込書の提出

※既に市が管理しているので道路改修等は原則、不要です。

必要書類	①寄付申込書 ②登記承諾書兼登記原因証明情報 ③印鑑証明書 ④資格証明書（法人の場合）	⑤全部事項証明書（写し可） ⑥地積測量図（写し可） ⑦公図（写し可） ※名称・住所変更等がある場合、沿革証明書の提出が必要となります。
------	--	--

## (2-2) 手続きの流れ (イ) 24条改築の場合

- ①事前協議
  - (1) 寄付受け可能かどうか
    - ⇒原則、対側後退可能であれば**中心後退2m**、対側後退不可であれば**一方後退4m**までが対象
    - ⇒土木調査課、土木管理課、道路補修課による現地確認等協議
    - ⇒分筆が必要となるため明示がなければ、明示の作業が必要
  - (2) 寄付受け可能な場合、構造をどうするか
    - ⇒土木管理課、道路補修課と協議
- ②土木管理課へ道路法24条改築申請
- ③工事
- ④工事完了検査
  - ⇒土木調査課、土木管理課、道路補修課による現地完了検査
  - ⇒境界寸法、道路幅員等を確認後、市境界標を支給（埋設後、写真を提出）
- ⑤土木調査課で所有権移転及び地目変更の嘱託登記
- ⑥登記完了証（写し）のお渡し

必要書類	改築申請時	①求積図
	完了時	①寄付申込書 ②登記承諾書兼登記原因証明情報 ③印鑑証明書 ④資格証明書（法人の場合） ⑤全部事項証明書（写し可） ⑥地積測量図（写し可） ⑦公図（写し可） ⑧境界標埋設写真 ⑨道路区域変更図面 ※名称・住所変更等がある場合、沿革証明書の提出が必要となります。

<注意点>

※市に寄付する土地については所有権以外の権利は抹消させる必要があります。

※あくまで土木調査課の手続きの流れになりますので、他課との協議については別途、他課と協議をしてください。（24条改築申請の手続き（土木管理課）や建築基準法上の指定変更時期（建築指導課）など）